

気づきですか？この事実！！

後期高齢者(長寿)医療保険料の納付書は… 「4月と7月の2回に分かれて来ていた」

後期高齢者医療保険料は、普通徴収の納付の場合、毎月のお支払いの負担額が少なくなるように年12回払いとなっています。

そのため、4月に7月分までの暫定保険料通知書、7月に8月分以降の確定保険料通知書と2回の通知書をお送りしていました。

4月から普通徴収で納付いただいている人で、10月から特別徴収に変わる人も、8月・9月分までは普通徴収になります。また、今年4月以降に75歳になられた人も、8月から普通徴収が始まっています。

現在、8月および9月末が納期限となっている人の多くが未納となっています。

納め忘れが無いよう、7月末にお送りした保険料の通知書(オレンジ色の封筒)をご確認ください。



【用語解説】
【特別徴収】
年金から直接保険料を差し引かせていただく方法。

年金が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない人が対象。75歳に到達された人は、到達の半年後の年金支給月から特別徴収の対象となります。

※特別徴収を止めて、「口座振替」による納付に替えることもできます。ご希望の人は下記までお問い合わせください。

【普通徴収】

納付書で毎月金融機関や市役所窓口等で納める方法。

毎回入金に行かずに払える口座振替もお勧めです。各金融機関に申込用紙を備え付けていますので「通帳、通帳印鑑、保険証」をもって手続きください。

75歳到達後半年間は普通徴収となりますので納付忘れがないようにご注意ください。

問い合わせ

本庁 保険年金課 後期高齢者医療係 ☎40-7274 FAX40-7390
各支所 保健福祉課

母子家庭高等技能訓練 促進費等事業

支給額が引き上げられ、支給期間が拡大します

母子家庭のお母さんが就職に有利な資格取得を目指し、2年以上養成機関で修業する場合に、生活の負担軽減を図るため、毎月一定額の訓練促進費を支給します。また、卒業後に一時金を支給します。

- 対象者
 - ・佐賀市内に住所を有する母子家庭の母
 - ・児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある人
 - ・2年以上の養成機関で修業している人
 - ・過去に本事業による訓練促進費を受給していない人
- 対象資格
 - ・看護師(准看護師は除く)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士

■支給額

	訓練促進費(月額)	一時金
住民税課税世帯	70,500円	25,000円
住民税非課税世帯	141,000円	50,000円

■支給期間

修業する全期間。支給申請があった日の属する月分から支給となります。

※全期間支給は、平成24年3月31日までに修業を開始した人が対象です。(それ以降は後半2分の1の期間に対する支給となります。)

※既に養成機関へ通っている人で、11月末までに申請をされた人には特例があります。お早めにご相談ください。

■事前相談

支給を希望する場合は、事前相談が必要です。相談日を電話予約の上、窓口へお越しください。

※就職に必要な知識技能習得のための資金貸付制度もあります。

問い合わせ

教育委員会 こども課
家庭児童相談室 (本庁1階1番窓口)

☎40-7254 FAX40-7395

各種お知らせ